

## 愛知県の「第 8 次総量規制基準」の基本的な考え方(案)

## 1 総量規制基準による規制について

## (1) 適用対象

指定地域内の特定事業場<sup>(注)</sup>のうち、日平均排出量が 50m<sup>3</sup> 以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

## (2) 国が示した第 8 次総量規制基準の設定方法

総量規制基準値は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、COD、窒素含有量（以下「窒素」という。）りん含有量（以下「りん」という。）について、以下の算式により定められる。

$$\begin{array}{ll} \text{COD} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{りん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{array}$$

Q：下表の時期区分別の特定排水<sup>(注)</sup>の水量（単位：m<sup>3</sup>/日）

C：下表の時期区分の水量ごとに、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分（以下「業種等区分」という。）ごとの範囲（以下「C 値範囲」という。）内において知事が定める値（以下「C 値」という。単位：mg/L）

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30 以前の水量	Q <sub>co</sub>	Q <sub>no</sub>	Q <sub>po</sub>
S55.7.1 ~ H3.6.30 に増加した水量	Q <sub>ci</sub>		
H3.7.1 ~ H14.9.30 に増加した水量	Q <sub>cj</sub>	Q <sub>ni</sub>	Q <sub>pi</sub>
H14.10.1 以降に増加した水量			

## 第 7 次総量規制基準の設定の一例（窒素）

（単位：mg/L）

業種等の区分	排水の発生時期	国の定める C 値範囲		県の定める C 値
		下限	上限	
し尿処理業	H14.9.30 以前	20	60	60
	H14.10.1 以後	10	40	30

## 2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定方法の基本的な考え方

第8次総量規制における基準の設定は、以下に示す基本的な考え方により、環境省により告示された「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」において設定する。

### (1) 時期区分について

国が時期区分を変更していないことから、本県も同様に7次の時期区分を踏襲する。

### (2) 業種等の区分について

7次において、国は業種を215に区分している。県はこれを水量等により更に区分し、CODは272、窒素は323、りんは306に区分している。

国が業種等区分を変更していないことから、本県も同様に7次の業種等区分を踏襲する。

### (3) C値について

#### ア これまでのC値の設定状況

公共用水域の水質環境や事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、C値を次のとおり設定している。

・排水水質の実態が上限値を上回っている業種	上限値
・排水水質の実態が概ねC値範囲内にある業種	C値範囲内
・排水水質の実態が下限値を下回っている業種 ・本県に存在しない業種	下限値

C値は業種等区分ごと、時期区分別（以下「C<sub>0</sub>等の区分」という。）ごとに設定している。

（7次のC<sub>0</sub>等の区分数はCODが816、窒素が646、りんが612）

#### イ C値見直しの考え方

「第8次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある」とされた。

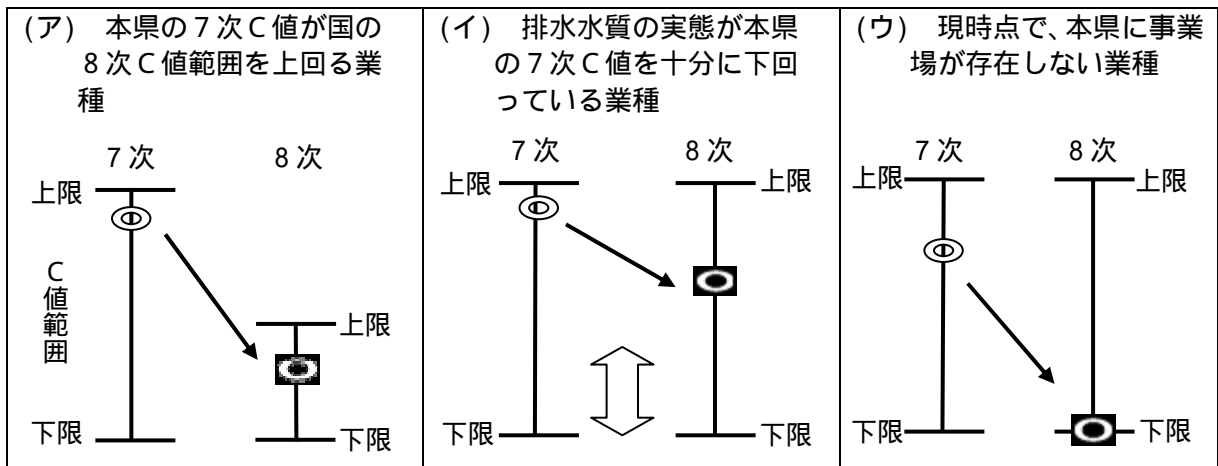
こうした状況を踏まえ、本県の7次C値が国の8次C値範囲の下限値に設定されていないC<sub>0</sub>等の区分を対象に、国の総量規制基準見直しの考え方を参考にしつつ、県内の指定地域内事業場の実態も考慮の上、必要なC<sub>0</sub>等の区分について基準値引き下げの見直しを検討する。

表1 見直し検討対象の業種等区分数

項目	業種等区分数 総数	下限値に設定済み 業種等区分数	見直し検討対象業 種等区分数
COD	215	181	34
窒素	215	104	111
りん	215	92	123
項目	Co等の区分数 総数	下限値に設定済み Co等の区分数	見直し検討対象 Co等の区分数
COD	816	741	75
窒素	646	372	274
りん	612	294	318

具体的な検討は、以下の(ア)～(ウ)の考え方により行う。

本県のC値見直しの考え方のイメージ図



(ア) 本県の7次C値が国の8次C値範囲を上回る業種

本県の8次C値は、国の8次C値範囲内で設定する必要がある。このため、本県の7次C値が国の8次C値範囲を上回る業種については、排水水質の実態(平成26年度の実績値)を踏まえつつ、国の8次C値範囲内となるようC値の見直しを行う。

表2 対象業種等区分数

項目	業種等区分数	Co等の区分数
COD	0	0
窒素	2	3
りん	4	5

注：業種等区分数の総数は215

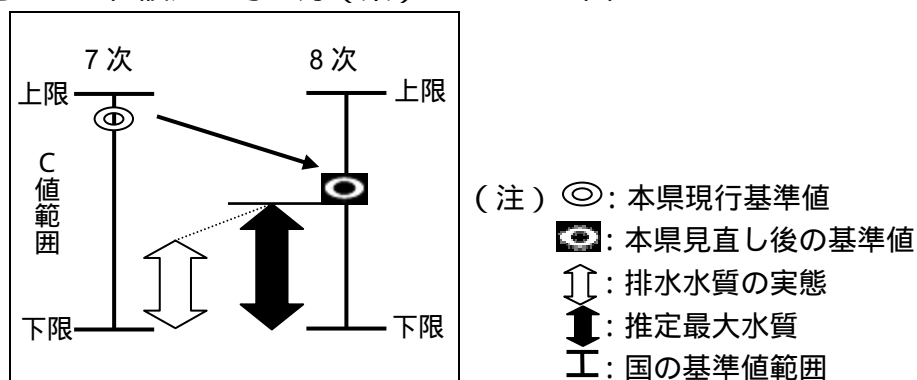
Co等の区分数の総数はCODが816、窒素が646、りんが612

(イ) 排水水質の実態が本県の7次C値を十分に下回っている業種

本県の7次C値が国の8次C値範囲内の業種のうち、排水水質の実態（平成26年度の実績値）が本県の7次C値を十分に下回っている業種については、国によるC値範囲の見直しの如何に関わらず、水質を悪化させない観点から排水水質の実態を踏まえC値の見直しを検討する。

具体的には、以下の考え方によりC値の見直しを検討する。

見直しC値設定の考え方（案）のイメージ図



実測水質は通常稼働時の状況を示していると考えられる。通常稼働を最大稼働時の7割の水質と仮定し、実測水質を0.7で除することで推定最大水質を算出し、端数を設定最低単位（COD、窒素：5mg/L、りん：0.5mg/L）に切り上げた値にC値を引き下げる。

表3 対象業種等区分数

項目	業種等区分数	Co等の区分数
COD	10	16
窒素	27	33
りん	37	45

注：業種等区分数の総数は215

Co等の区分数の総数はCODが816、窒素が646、りんが612

(ウ) 現時点で、本県に事業場が存在しない業種

今後設置等される施設について最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小限にするよう、これまでの本県の考え方を踏襲し、原則として、国の8次C値範囲の下限値となるよう、C値の見直しを検討する。

表4 対象業種等区分数

項目	業種等区分数	Co等の区分数
COD	2	3
窒素	5	10
りん	6	15

注：業種等区分数の総数は215

Co等の区分数の総数はCODが816、窒素が646、りんが612